

[平成12年 決算審査特別委員会(一般会計・特別会計)]-[12月13日-06号]-P.300

◆青山圭一 委員 私は3点につきまして一問一答で伺います。まず、建設局長に向ヶ丘遊園駅菅生線の整備について、2点目に、健康福祉局長に本市の歯科行政について、3点目に、経済局長に都市農業の振興について、それぞれ伺います。

それでは、建設局長に都市計画道路向ヶ丘遊園駅菅生線の整備について、伺います。平成11年度の主要施策の成果説明書において道路景観整備事業費約9,500万円が計上をされております。このうち向ヶ丘遊園駅菅生線の事業費は、平成11年度3,400万円、平成12年度は8,500万円とのことです。昨年の決算審査委員会におきまして、私は向ヶ丘遊園駅菅生線の早期整備につきまして質問し、要望いたしました。その後の進捗状況と今後の見通しにつきまして伺います。

◎引野憲治 建設局長 都市計画道路向ヶ丘遊園駅菅生線についてのご質問でございますが、初めに、進捗状況でございますが、事業中の区間は民家園入り口付近を中心とした延長約730メートルの区間でございまして、平成12年11月末現在の用地取得率は約92%となっております。

次に、今後の見通しについてでございますが、平成12年度末を完成目途に事業を進めてまいりましたが、関係地権者の生活再建の確保など難しい課題があり、大変厳しい状況になっているところでございます。今後、事業期間の延伸手続につきまして、神奈川県と協議を進めてまいりたいと考えております。なお、残る用地の取得につきましても、引き続き、早期整備に向け関係地権者のご理解が得られるよう努力してまいります。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ご答弁ありがとうございます。

平成12年度末を完成目途に事業を進めてきたが、現状では大変厳しい状況であるとのことです。地域住民からは、一体いつこの工事が終わるんだ、早く整備をしてほしいとの要望を道路の近くを通るたびに言われております。早期整備に向け取り組みの強化を要望いたします。

次に、関連いたしまして、都市計画道路向ヶ丘遊園駅菅生線の起点である向ヶ丘遊園駅から向ヶ丘遊園地の区間を結ぶモノレール線の廃止届が運輸省に提出をされました。休日ともなると、このモノレールに乗れば、周囲の渋滞を気にすることなく駅から遊園地まで数分で行けることもあり利用者から大変好評でありました。私も小学校のころ遠足などで利用したこともあり、廃止届が出されたことについては大変残念な気持ちもあります。しかし、廃止届が出された以上、いずれ撤去となるわけでありますので、周辺の道路事情等を考えれば、しかるべき時期にこのモノレールを速やかに撤去するべきと思います。地域住民や関係者と十分協議をしていただき、取り組み方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、本市の歯科行政について健康福祉局長に幾つか伺います。初めに、在宅寝たきり老人に対する歯科診療事業について伺います。一般の歯科医療機関で診療を受けることが困難なおおむね65歳以上の在宅寝たきり老人に対して、診療所または訪問により歯科診療を行うことにより、在宅寝たきり老人の健康の保持及び福祉の向上を図る目的で、川崎市がこの事業を始め12年が経過をいたしました。初期に整備をいたしました訪問診療用のポータ

ブル歯科診療器，手で持って行って診療する器械ももう大分古くなり，更新しなくてはならない時期に来ているかと思いますが対応について伺います。また，平成11年度及び現在までの在宅寝たきり老人の歯科診療実績についても伺います。

次に，介護保険制度においては，人員，設備及び運営に関する基準，こうしたものにおいて特別養護老人ホームはあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならないとした規定があるわけですが，対応についても伺います。また，高齢者施設においては，入所者，通所者の歯科診療については施設職員等の理解と協力が不可欠だと思います。研修体制についても伺います。さらに，休日・急患歯科診療，障害者歯科診療，在宅寝たきり老人歯科診療等の市民へのPRについてもあわせて伺います。以上です。

◎柏木靖男 健康福祉局長 歯科行政についてのご質問でございますが，初めに，在宅寝たきり老人歯科診療事業についてでございますが，歯科保健センターにおける施設診療，自宅へ訪問して実施する訪問診療及び歯科診療車による診療を実施しております。訪問診療に使用するポータブル歯科診療器につきましては，平成2年3月の制度発足時に4台整備したものでございます。その後，平成10年度及び平成11年度におきまして，ポータブル歯科技工用機器を計4台整備し，さらに，本年度にはリース契約により診療器を1台追加したところでございます。

次に，この事業の診療実績でございますが，平成11年度は施設診療が439回，訪問診療が164回，歯科診療車による診療が130回で，合計733回でございます。また，平成12年度は4月から11月までの8ヵ月間で，施設診療が397回，訪問診療が146回，歯科診療車による診療が52回で，合計595回でございます。

次に，特別養護老人ホームにおける協力歯科医療機関についてでございますが，特別養護老人ホームは現在21施設ありますが，一部を除き，ほとんどの施設で協力歯科医療機関を定め，入所者の歯科診療等を行っているところでございます。なお，まだ協力歯科医療機関を定めていない施設につきましては，特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づき指導してまいりたいと存じます。

次に，施設職員の研修についてでございますが，施設によっては独自に研修を行っているところもありますが，全体としては老人福祉施設事業協会が主催し，本年10月に歯科医師会から講師を招き，実施したところでございます。

次に，市民に対する広報についてでございますが，市政だより，かわさき生活ガイド，日刊紙などに掲載し，周知に努めているところでございます。また，障害者の方には障害福祉の案内・ふれあいを，高齢者の方には高齢者福祉のしおりにより，それぞれ制度を受けられるときに活用していただけるように周知を図っているところでございます。さらに，歯科全般の問い合わせへの対応といたしましては，職員向けの歯科医療制度のしおりを作成し，関係職員を通じ広報に努めているところでございます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 それぞれ答弁ありがとうございます。

在宅寝たきり老人歯科診療事業について，平成11年度及び平成12年度は11月までの施設診療，訪問診療，歯科診療車による診療について実績を示していただきました。特にポータブル歯科診療器を使用する訪問診療については，平成11年度は164回，平成12年度は4月

から11月までの8ヵ月間ですが、既に146回ということですが、本年度、この診療器を1台リースによって追加したということですが、平成2年から使用している他の診療機器は大体耐用年数が約4年ということを考えますと、大幅に耐用年数を経過していると思います。そうした中で適正な予算措置をとり、更新すべきと思いますので、こちらは要望もさせていただきます。

次に、特別養護老人ホームにおける協力歯科医療機関については、ほとんどの施設において協力歯科医療機関を定めているとした答弁でした。まだ、協力歯科医療機関を定めていない施設については、取り組みをぜひともお願いします。

次に、市民へのPRについても、これまで以上に積極的に取り組みをお願いします。

さて、ご承知のことかと思いますが、歯科医療の世界におきましては8020運動というのがございます。本市の2010プランとごころが似ているところもありますが、その運動の意味するところは80歳で20本の歯を持つということであり、健康都市宣言をしております本市として、こうした運動にも積極的に支援をしていただけるよう、これについても要望いたします。この質問については以上でございます。

次に、経済局長に都市農業の振興について伺います。昨年7月、国では21世紀の農政の基本方針である食料・農業・農村基本法が制定され、食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮等の基本理念や農業施策の基本方向が示され、都市農業の振興や市民農園の整備促進等がうたわれました。そして、本年3月からは、食料・農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、食料・農業・農村基本法が決定され、本年度から基本計画に基づいたさまざまな施策が行われております。また、本市においても、川崎市農業振興計画に基づく自立する農業の育成及び市民と交流する農業の振興を柱として農業の振興が進められております。しかし、農業従事者の高齢化、農業経営者不足、輸入農産物の増大による農産物価格の低迷、相続問題など農業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。こうした状況の中、本市の都市農業の振興についての対応について伺います。以上です。

◎君嶋武胤 経済局長 都市農業の振興についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、昨年7月に食料・農業・農村基本法が制定されまして、この基本法において都市農業の位置づけが明確化されたところでございます。本市におきまして、都市農業は厳しい環境下でございますが、農業の担い手が育ち、地域の特性に応じた農業経営に取り組むことのできる農業構造を構築いたしまして、農業の持続的な発展を図るため、関係者の意見を聞きながら農産物の供給機能と農業の多面的機能が適切に発揮され、地域と都市農業が共存できるように取り組んできているところでございます。

川崎市農業振興計画におきまして、自立する農業の育成と市民と交流する農業の振興を2つの柱にいたしまして各種の施策を行っているところでございますが、その後、都市農業を取り巻く環境がご指摘のとおり大変大きく変化してきておりますことから、平成6年度に作成した川崎市農業振興計画を学識経験者、生産者、消費者等を委員とする川崎市農業振興計画策定懇談会において、本年度から計画の見直しを行っているところでございます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ご答弁をいただきましたが、幾つか再質問いたします。答弁によりますと、本年度から平成6年度に作成した川崎市農業振興計画の見直しを行っているとのことですが、いつごろを目途にこの見直しを行っているのか伺います。また、都市農業の振興について各種施策を行っているということですが、もう少し具体的に伺います。さらに、生産緑地保全についての本市の取り組みについてもあわせて伺います。以上です。

◎君嶋武胤 経済局長 都市農業の振興についてのご質問ですが、まず、川崎市農業振興計画の見直しについてでございますが、現在、川崎市農業振興計画策定懇談会の中に作成委員会を設けまして、この中で農業を取り巻く環境の変化を踏まえまして、多くの課題を克服し、持続的な農業の確立を目指すことを目的に、平成13年度を目途に見直し作業を進めているところでございます。

次に、都市農業の振興についての具体的な取り組みについてでございますが、自立する農業の育成施策といたしましては、農業担い手育成推進事業、施設園芸奨励事業、多摩川ナシ保存奨励事業、かわさき農産物ブランド事業等を行い、農業経営の合理化と向上、さらに体質強化を図るように推進しているところでございます。市民と交流する農業の振興といたしましては、農業公園づくり計画、市民農園事業及びふれあい農園事業等を行っております。都市農業は、新鮮な農産物の生産供給の場のみならず、防災空間や緑地景観の提供などさまざまな役割を果たしておりますので、今後も市民のニーズに即した事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生産緑地の保全についてでございますが、生産緑地は緑化機能、教育文化的機能、防災機能等多面的な機能を持っておりますので、農協等の関係団体と協力しながら、今後とも保全に努めてまいりたいと考えております。また、市街化区域内の農業振興を図るためには、長期にわたって農地の保全、確保が図られる生産緑地法に基づく生産緑地地区の指定は極めて重要であると考えておりますので、今後とも関係部局と協議を進めながら、さらに生産緑地の追加指定にも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 それぞれありがとうございました。

都市農業を取り巻く環境は相変わらず極めて厳しい状況にありますが、ご答弁をいただきましたように、都市農業の振興の具体策として多摩川ナシ保存奨励事業やかわさき農産物ブランド事業等のさらなる推進を期待したいと思っております。また、生産緑地の保全についても、関係団体と協力をしながら、今後とも保全に努めたいとのことですので、ぜひ力を入れていただきたいと思ったんですが、生産緑地の買い取りについてちょっと調査をいたしまして、今、手元に資料を持ってきたんですが、平成4年からことし10月まで市へ生産緑地の買い取りの申し出があった件数ですが、生産緑地としてやっていけないということで、相続や事故があったときに市の方へ買い取りの申し出をすることなんですが、その件数が平成4年からことし10月までで累計で114件ということなんです。しかし、実際買い取った件数は平成5年にわずか1件ですので、114件中1件ということですね。財政状況が大変厳しいというのわかりますが、生産緑地の保全に努めているという答弁もありましたので、生産緑地の買い取りについてももう少し積極的な対応が望まれるかと思っております。ぜひ、また機会があってこの点について質疑をしたときには、少しでも買い取りの件数がふえている

ことを期待いたしまして、質問を終わります。以上です。